

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（文学）	氏名	王 妮
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 近代中国東北地方の教育論 -1905~1945年における日本による統治の実相を視座として-			
論文審査担当者			
主 査		教授	佐藤 利行
審査委員		教授	河西 英通
審査委員		教授	中山 富廣
審査委員	首都師範大学文学院	教授	李 均洋
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、比較文化学の視点から中国東北地方、すなわち現在の中国北部に位置する遼寧省・吉林省・黒龍江省における教育の状況について、日本における統治期の実相を解明しようとしたものである。論文は、序章、第一章、第二章、第三章、終章の五つの章で構成されている。</p> <p>序章では、研究の目的や方法について論じ、先行研究を踏まえた上で、上述した視点から本論を展開していくことを述べる。</p> <p>第一章は、「日本における統治機構と教育機構の設立」「東北地方教育の過程と特徴」「中国近代教育宗旨の変遷」「中国近代における国民の奴隷根性について」の四つの節から成る。中国東北地方における教育の実態について、日本による統治が始まった1905年から日本の敗戦1945年までの状況を日中の膨大な史料によって詳細に跡付けている。特に関東州、満鉄附属地、満州国における教育については、日本による統治機構、教育機構の変遷を見ていき、国民党統治区との比較によってその特徴をより明確にすることができた。また、奴隷化教育、同化教育、皇民化教育などと呼ばれた当時の教育の実相については、魯迅の小説を手掛かりとして中国近代の奴隷像を浮き彫りにさせることによって、日本における統治教育の実相に迫ることができた。</p> <p>第二章では、中国東北地方における日本語教育の特徴を考察する。第一節「関東州と満鉄附属地の日本語教育施設について」では、中国人の初等教育を中心に関東州と満鉄附属地における日本語教育の施設やそこで行われた日本語教育の制度、教育方針などを分析し、統治下における日本語教育の早期化、一般化が中国人にとって大きな負担となっていたことが明らかにされている。第二節「新学制の実施と特徴」では、1937年に公布された満州国の新学制に着目し、その実施の経緯、内容を詳細に紹介し、それまでの学制との比較によって、教育時間の短縮、日本語教育の重視、教科書規制の強化といった特徴を見出している。また、新学制こそが満州国における統治教育が如実に反映されたものであったと結論付けている。第三節「日本語教育から見る植民地経営」では、各地域における日本語教育の実施、推進方法を見ていき、その強制性と独占性を明らかにした上で、植民地における日本語教育の意図、言語と民族の関係について論じている。第四節は、取材レポートである。戦後70年を経過した今日、実際に関東州で日本語教育を受けた中国人の殆どは、すでに90歳前後の高齢者ばかりである。筆者は大連市の老人ホームを中心に現地取材を重ねてきた。当時の日本語教育を実際に体験した人々の生の声は、本研究にとって大変に貴重な資料となっている。</p> <p>第三章は、「北満入植の原因分析」「中国人に対する実業教育」「教育勅語から見る道徳教育」「奉公意識の浸透」「勤労奉公制度」の五つの節から成る。本章の考察では、移民草創期の愛川村、弥栄村における現地取材を資料として日本移民の生活実態を明らかにしている。また実業教育や奉公意識が東北地方</p>			

における労働力供出に繋がっていることを指摘する。

終章では、各章における考察によって得られた内容についてまとめた上で、研究の過程で明らかになった新たな課題について述べる。

以上、述べたように、本論文は中国側に残された膨大な関連資料、また筆者の現地調査などによって得られた多くの貴重な証言によってまとめられたものである。それぞれの章において考察された日本による統治の実相は、満州研究に於ける教育を視点とした新たな研究であり、世界史的見地からも特異な存在であった満州を浮き彫りにさせるものである。また、中国教育史における近代中国東北地方の教育の位置づけをも示唆するものであり、比較文化学を視点としての研究として高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。